事前防災徹底のための緊急要請（概要） １ / ４

防災庁

○ 国民向けの要請

（防災大臣からのメッセージとして発表）

- 政府は防災庁を設置して防災体制を強化し、発災時には、国・都道府県・市町村が一丸となって全力で対応
- しかし、国難級の災害では、行政のリソースが逼迫（ひっぱく）するため、国民一人一人が「自らの命は自らが守る」という意識を持って、事前防災を徹底することが必要
- 以下の具体的な取組を呼びかけ
 - ✓ 耐震診断、耐震化、家具の固定
 - ✓ 水・食料、携帯用トイレ等の備蓄
 - ✓ ハザードマップ、避難場所、避難経路の確認
 - ✓ 非常持ち出し品の準備
 - ✓ 防災訓練への参加　等

事前防災徹底のための緊急要請（概要） ２／４

防災庁

○ 地方公共団体宛の要請

（事務次官名により都道府県知事に通知。市町村宛の内容を含む。）

- 国難級の災害に対応するためには、防災庁設置による国の体制強化に併せて、平時からの市町村、都道府県による事前防災の徹底が不可欠
- 発災時には、市町村を支える都道府県の役割が特に重要
- 以下の内容について、都道府県による、市町村を含めた実施状況の点検、市町村への支援を要請

1. 防災人材の育成（研修・訓練）
2. 受援体制の確保（国の現地対策本部の設置スペースの確保を含む）
3. 避難生活環境の改善（指定避難所、備蓄、その他TKBB（トイレ・キッチン・ベッド・バス））
4. 災害協定の締結・実効性確保
5. 災害中間支援組織
6. 個別避難計画の作成
7. 帰宅困難者対策
8. 応急仮設住宅用地候補等の事前選定

事前防災徹底のための緊急要請（概要） ３／４

防災庁

○ 指定行政機関宛の要請

（防災大臣名で各府省庁の長に依頼）

- 以下の内容を要請。フォローアップを行い、必要に応じて勧告権を行使。

1. 各府省庁BCPの点検・見直し
2. 各府省庁の施策の推進
 - 南海トラフ地震基本計画等の「重要な目標」のうち主要なもの
3. 所管分野の企業・団体等の事前防災徹底
 - 企業・団体等における防災対策の実施
 - ✓ 建物の耐震性能の確認・耐震化、設備・什器の転倒防止、避難経路の明確化
 - ✓ 従業員等の安否確認体制の整備
 - ✓ 災害時の指揮命令体制の整備
 - ✓ 教育・訓練等の実施
 - ✓ 食料・飲料水、医薬品、トイレ等の備蓄　等
 - BCPの策定と実効性確保

事前防災徹底のための緊急要請（概要） ４／４

防災庁

＜フォローアップ＞

- 都道府県・各府省庁は年末に進捗を報告
- 企業・国民向けの要請については、
 「企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」、「防災に関する世論調査」等により点検
- 必要に応じて再要請や勧告権の行使、予算執行への反映を実施

